

平成23年度鹿児島大学法科大学院

A 日程法学既修者認定試験 試験問題（憲法・民事訴訟法）

平成22年8月29日（日曜日）
10時00分～11時50分（110分）

答案作成上の注意

1. 「解答はじめ」の合図があるまで、この1ページ目を表にして、この問題冊子を開かないこと。
2. 問題冊子は、このページを含めて5ページある。
3. 試験用紙は4枚配布する。
4. 試験用紙の受験番号欄に受験番号、試験科目欄に試験科目（憲法または民事訴訟法）を記入すること。
5. 試験用紙のNo. 欄に、試験科目ごとのページ番号を記入すること。
6. 白紙答案がある場合でも、すべての用紙に受験番号（横書き）、試験科目、ページ番号を記入して、必ず4枚すべてを提出すること。
7. 解答は、試験用紙の指定された欄に、横書きで記入すること。
8. 試験終了後、この問題冊子と下書き用紙は、持ちかえってよい。

憲法（配点100点）

次の事例につき、以下の設問に答えよ。

《事例》

Xは、米国において、写真集一冊を購入し、平成20年8月7日、他の書籍等とともに貨物として原告の自宅あてに発送し、自らが鑑賞する目的でこの写真集を輸入しようとした。

この写真集の内容は、人物の顔、男性又は女性の裸体、花や彫刻等を撮影した写真、数枚の写真を切り貼りするいわゆるコラージュの手法を用いた作品などと、英文の評論等によって構成されており、写真の中には男性の性器や女性の陰毛等が写った写真が掲載されていた。

貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の品名並びに課税標準となるべき数量及び価格その他必要な事項を税関長に申告しなければならない（関税法67条）。当該貨物が輸入禁制品に当たるかどうか（関税定率法21条1項）といった点について必要な検査を経て、税関長から輸入の許可を受けなければならないこととされている（関税法67条）。

右検査に際し、税関長は、当該貨物が、関税定率法21条1項各号の輸入禁制品のうち4号所定の「公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品」に該当すると認めるのに相当の理由があると判断したときは、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならないとされており（関税定率法21条3項）、右の通知がされた場合には、以後、当該物品についての通関手続は進行せず、輸入申告者は、これを適法に保税地域から引き取ることができなくなり（関税法73条1項、2項、109条2項（罰則＝5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金）、その後は、輸入申告者の自主的判断に基づいて、所有権の放棄、積戻し、当該物品中の「公安又は風俗を害する」と指摘された箇所の削除等により処理されることが予定されている。

東京税関長は、平成20年9月9日付けで、Xに対し、本件写真集は、「風俗を害すべき物品」と認められ、4号物品に該当する旨の通知をした。

これに対し、Xは、本件写真集は個人が鑑賞する目的で輸入されるものであるから風俗を害するおそれはないなどとして、平成4年11月2日、東京税関長に異議申立てをしたが、同年12月17日、右申立ては棄却された。

そこで、Xは、この通知処分の取り消しを求めて、提訴した。

設問1 この事案についてXはどのような憲法上の主張をしたらいいか、述べなさい。
(40点)

設問2 予想される国側の反論を簡単に述べたうえで、この事案について、あなたが裁

判官だとしたら、どのような判断をするのか、述べなさい。(60点)

(参考条文) 関税定率法 (ただし、読みやすさを考慮して一部省略)

(輸入禁制品)

第21条 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚せい剤並びにあへん吸煙具。ただし、政府が輸入するもの及び他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

二 けん銃、小銃、機関銃及び砲並びにこれらの銃砲弾並びにけん銃部品。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

三 貨幣、紙幣若しくは銀行券又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) をその構成部分とするカード

四 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品

五 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品

2 税関長は、前項第一号、第二号、第三号又は第五号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。

3 税関長は、関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに第一項第四号に掲げる貨物に該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

(以下、略)

民事訴訟法（配点100点）

次の事例につき、以下の設問に答えよ。

《事例》

平成22年4月10日、Xは自己所有の土地（ α ）をYに売却する旨の契約を締結した。この約定では、同年5月1日にXが α の登記名義をYに移転し、同月5日に登記権利証を交付するのと引き換えに、Yが代金500万円を一括してXに弁済することになっていた。ところが、約定の期日にXが登記権利証を持参したにもかかわらず、Yはその受領を拒絶し代金を支払うこともなかった。そこで、同月25日、XはYに対し、売買代金の支払いを求めて訴えを提起した。この訴えで、Yが売買契約の成立を否認して争ったため、Xは、Yとの間の売買契約の締結に際して作成された売買契約書を証拠として提出した。この契約書の買主の欄には、Yの氏名が印字され、Y名義の押印がされていたところ、Yは、確かに印影は実印によるものであるが、印鑑が盗用されて押印されたものであると主張した。

設問1 この訴訟の訴訟物は何か。また、請求原因事実を摘示せよ。（20点）

設問2 裁判所の審理の結果、Yの主張が認められない場合、X提出の売買契約書を証拠として、請求原因事実を認定することは可能か。また、裁判所の審理の結果、Yの主張が認められた場合、X提出の売買契約書を証拠として、請求原因事実を認定することは可能か。（80点）